

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年4月7日（平成29年（行個）諮問第68号）

答申日：平成29年7月7日（平成29年度（行個）答申第58号）

事件名：特定駐屯地基地通信が保有している本人の電話番号が記載された文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定駐屯地基地通信が、保有している私の電話番号が記載された文書（電子データ含む）」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月18日付け防整情第14647号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると次のとおりである。

- (1) 特定駐屯地経由で特定病院へ電話を掛けた後、掛けた電話（自宅固定）の電話番号を特定病院に教えていないにもかかわらず、元特定病院特定課特定A班所属の特定事務官から恫喝の電話が掛かってきた。特定駐屯地の基地通信職員に問い詰めたところ、一人の女性職員以外は電話番号の漏えいを否定したが、この女性職員は否定も肯定もしなかった。
- (2) 特定総監部の「広報か法務へ繋いでくれ」と言っても「お待ちください」と言われ、保留にされること数分間、その後は基地通信の方から勝手に電話を切るという不誠実な対応しかしない。
- (3) 以上の理由から特定駐屯地の基地通信は私の個人情報を勝手に保有していると思われるので審査請求をいたします。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、開示請求に該当する保有個人情報が記録されている行政文書の保有を確認す

ることができなかつたため、法18条2項の規定に基づき、平成28年8月18日付け防整情第14647号により、文書不存在を理由とする不開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対してされたものである。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第2のとおり主張し、原処分の取消しを求めている。かかる求めを踏まえ、特定病院及び特定基地通信隊に確認したところ、特定基地通信隊が電話番号を漏えいし、特定基地通信隊側から電話を切ったという事実は確認できなかった。

また、審査請求人の姓及び電話番号が記載された保有個人情報記録されている行政文書についても、作成しておらず、それに関する記録も確認できなかったことから、原処分を行ったものである。

よって、審査請求人の主張には理由がないことから、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年4月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月15日 審議
- ④ 同年7月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報等について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、不開示とされた本件対象保有個人情報の開示を求め、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしているので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁は、上記第3の2のとおり、特定基地通信隊が電話番号を漏えいしたという事実及び審査請求人の電話番号等が記載された保有個人情報記録されている行政文書等を確認できなかった旨説明するので、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 特定駐屯地において電話交換業務を担当している部隊は、特定基地通信隊である。

イ 特定基地通信隊の電話交換手は、電話交換室において、外線電話からの接続の依頼に基づき交換機を使用して電話をつないでおり、この交換機には、電話の発信元の電話番号が表示される。

ウ 上記イにより表示された電話番号の取扱いについて、特定基地通信隊の中隊長及び電話隊長が電話交換手に確認したところ、電話交換手が当該電話番号をメモ等により書き取ることではないとのことであった。

エ 本件開示請求及び本件審査請求を受け、再度電話交換室内の机及び書庫を探索したが、該当する文書の保有を確認することはできなかった。

(2) また、審査請求人は、上記第2の2のとおり、特定駐屯地を經由して特定病院へ電話をかけた後に元特定病院所属の特定事務官から電話を受けたことがある旨主張し、このことをもって、本件対象保有個人情報が存在すると主張していることから、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、特定事務官が審査請求人に電話をかけたという事実の有無について確認させたところ、次のとおりであった。

ア 諮問庁が、特定病院の特定課特定B班に確認したところ、特定事務官なる者が特定病院に在籍していた事実はないとのことであった。

イ したがって、元特定病院特定課特定A班所属の特定事務官が審査請求人に電話をかけたという事実はない。

(3) そこで検討すると、電話交換という業務の内容を踏まえれば、特定基地通信隊の電話交換手が、その使用する交換機に表示された発信元の電話番号をメモ等により書き取ることはないとする、諮問庁の上記(1)ウの説明に不自然、不合理な点はない。また、上記(1)エの探索が特段不十分であったとは認められない。

さらに、審査請求人がいう特定事務官が特定病院に在籍していた事実はないとする諮問庁の上記(2)アの説明を覆すに足る事情も認められない。

そのほか、本件対象保有個人情報の存在をうかがわせる事情は存しないから、本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明を否定することはできない。

(4) したがって、防衛省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太、委員 常岡孝好、委員 中曾根玲子